

生徒指導規程

第1章 服装・頭髪等

第1条 本校の生徒は、次の規定の制服を着用する。

(1) I型制服（スラックスタイプ）

冬服：学校指定の紺のブレザー、スラックス、ネクタイ又はリボンとする。長袖シャツの色は白、青、ピンクとする。ただし、式典等では白を着用する。

夏服：学校指定の白の半袖開襟シャツとスラックスとする。開襟シャツの下から透けない色の肌着を着用する。

ベスト：学校指定の白のベストとする。

セーター：学校指定の紺のセーターとする。

ベルト：色は黒、茶、濃紺を基準とし、華美なものは避ける。

靴下：色は白・紺系を基準とし、華美なものはさける。

(2) II型制服（スカートタイプ）

冬服：学校指定の紺のブレザー、スカート、ネクタイ又はリボンとする。長袖ブラウスの色は白、青、ピンクとする。ただし、式典等では白を着用する。

夏服：学校指定の白の半袖ブラウスとスカートとする。開襟シャツの下から透けない色の肌着を着用する。

ベスト：学校指定の白のベストとする。

セーター：学校指定の紺のセーターとする。

スカート：膝が隠れる長さから膝丈までとする。

靴下：色は紺系を基準とし、華美なものはさける。冬服は黒タイツも可。

(3) その他

①ブレザーボタンの右前、左前と長袖シャツ着用時のネクタイ、リボンについては選択式とする。

②制服の改造や装飾は一切禁止する。

③履き物（外履き）は革靴、運動靴とする。

④学校行事等はブレザーを着用する。（必要がある場合は別途指示する）

第2条 本校概定の制服以外の服装の通学は原則禁止とする。

(1) 登下校時の服装は制服を原則とする。

ただし、土・日・祝日、長期休業中の部活動の登下校については、各部顧問で判断し、指導する。（華美でないもの）

(2) 登下校時はコートに限らず上着、部活動・中学校時のウインドブレーカー、マフラー（ネックウォーマー）等の着用を認める。（華美でないもの）また、校舎内で防寒が必要な場合は着用を認める場合もある。

第3条 冬服、夏服の着用期間は指定しない。ただし、式典等の学校行事は冬服とする。

第4条 上履き（スリッパ）は学校で指定したものを使用し、名前を必ず記入する。

第5条 病気やケガその他やむを得ない理由で、校内で本校規定の制服以外の服装をするときは許可を受ける。

第6条 本校の生徒は、常に清潔でさわやかな髪型を保持するとともに、次の頭髪等の規定を守る。

①清潔感のあるバランスの良い髪型とし、極端な刈り込み、奇抜な髪型はさける。

②ひげともみあげはのばさない。

③パーマ、脱色、染色等は禁止する。

④学習活動に応じて髪を結ぶ際は、華美でないヘアゴムを使用する。

第7条 眉は整える程度とする（本来の形状を変えることを禁止する）。また、ピアス、化粧（マスカラ、マニキュア、色付きリップ等を含む）、カラーコンタクト等は禁止とする。

第8条 度重なる服装・頭髪等の違反については、指導の対象とする。

第2章 通学手段

第9条 自転車通学については、次の規定を守る。

- (1) 原則として大矢野町（自宅・バス停等）から上天草高校までの自転車通学を許可する。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出する。
- (3) 提出後は職員による点検を受けて、所定の位置に許可証（ステッカー）を貼る。
- (4) 自転車通学の許可条件は、次のとおりとする。
 - ①TSマーク付帯保険に必ず加入する。
 - ②自動点灯ライトが備え付けてある。
 - ③ハブステップや特異なハンドルの自転車、変形・改造した自転車ではない。
 - ④雨合羽を所持する。
- (5) 自転車の二人乗り、傘さし運転、イヤホンおよび携帯電話を使用しながらの運転その他危険な運転については、特別指導の対象となる場合もある。
- (6) 所定の場所に駐輪し、必ず鍵をかける。
- (7) 度重なる規定違反については、自転車通学を一時停止または取り消す。
- (8) 走行時はヘルメットを着用すること。

第10条 原付通学については、次の規定を守る。

- (1) 上天草市外から通学している生徒は、原則自宅から本校まで原付通学を許可する。
上天草市内から通学している生徒で、原則自宅から10km以上かつ最寄りのバス停まで5km以上離れている場合に限り原付通学を許可する。それ以外の条件で許可を申請する者については、交通事情、家庭状況等を考慮した上で生徒指導部で判断する。ただし、通学区間は自宅から最寄りかつ原付駐車可能なバス停までを限度とし、バス停から学校までの区間は通学支援バス等を利用する。
- (2) 原付通学を希望する生徒は、「原付通学許可願」を提出する。
- (3) 原付通学の許可条件は、次のとおりとする。
 - ①保険に必ず加入する。
 - ②原付は標準のスクーター型とし、所定の位置に許可証（ステッカー）を貼る。改造は禁止する。
 - ③フルフェイス型で白色のヘルメットを必ず着用する。また、ヘルメットの後頭部にステッカーを貼付する。
 - ④学校指定のウィンドブレーカーを必ず着用する。Ⅱ型制服の場合は体育服を履く。
 - ⑤手袋を必ず着用する。
 - ⑥通学や休日の部活動、模試など学校活動以外の使用は原則禁止する。
- (4) 原付講習会や原付通学生集会に必ず参加する。
- (5) 原付の貸借は禁止する。
- (6) 交通違反があった場合は、特別指導の対象となる。また、該当の場合は、速やかに学校に届け出ること。
- (7) 次の場合は、原付通学を一時停止または取り消す。
 - ①原付通学規定に違反した場合。
 - ②交通違反で特別指導の対象となった場合。
 - ③校則違反があった場合。
 - ④危険な運転とみなされた場合。
- (8) 原付通学生以外の免許取得は禁止する。
- (9) 原付通学生の免許取得は、16歳を満した日から許可するものとし、免許取得時期は休日に限る。また、別途開催する保護者説明会に必ず保護者同伴で出席し、「原付免許受験願」を提出して、許可を得る。
- (10) 自動二輪の免許取得は一切禁止する。
- (11) 原付免許の受験及び自動車学校への通学については、制服を着用する。

第3章 免許取得

第11条 原付通学生以外の免許取得は禁止する。

第12条 原付通学生の免許取得は、16歳を満した日から許可するものとし、免許取得時期は休日に限る。また、別途開催する保護者説明会に必ず保護者同伴で出席し、「原付免許取得許可願」を提出して、許可を得る。

第13条 自動二輪の免許取得は一切禁止する。

第14条 自動車の免許取得については、3年生に限り、別途開催する保護者説明会に必ず保護者同伴で出席し、「自動車学校入校願」を提出して、許可を得る。

第15条 原付免許の受験及び自動車学校への通学については、制服を着用する。

第4章 アルバイト

第16条 学期中のアルバイトについては原則禁止とする。

第17条 長期休業中のアルバイトを希望する生徒は、「長期休業中のアルバイト許可願」を提出して、許可を得る。許可条件は、次のとおりとする。

- (1) 学期成績で欠点がない。
- (2) 出席状況・生活態度が良好である。
- (3) 就業時間は8時間以内とし、原則午後8時までに終業する。
- (4) 高校生にふさわしい業務である（生徒指導部で判断する）。

第18条 学期中のアルバイトを希望する場合は、「特別アルバイト許可願」を提出し、許可を得る。許可条件は、原則として第17条の条件に準じる。

第19条 アルバイト期間中の服装は、原則として制服とする。

第20条 アルバイト期間中は、必ずアルバイト許可証と身分証明書を携帯する。

第21条 アルバイトが終了したら、速やかに許可証を生徒指導部に返却する。

第22条 この規定に違反した場合は、アルバイトの許可を取り消す。

第5章 心得

第23条 窃盗、恐喝、暴力、いじめ、飲酒、喫煙、薬物の使用・所持その他法令等に触れる行為は絶対しない。

第24条 インターネットなどによる誹謗中傷、無断写真掲載その他類する行為をしない。

第25条 法律上、認められていない場所などには立ち入らないこと。

第26条 考査等で不正行為をしない。

第27条 携帯電話は校内規則を守る。

第28条 深夜外出（午後11時～翌日午前5時）と無断外泊は禁止する。

第29条 校舎及び校内の施設、備品、器具、掲示物等に対し、破損、汚損、落書き等の行為をしない。該当の行為については原則弁償とする。

第30条 学校生活に不必要なものを校内に持ち込まない。

第31条 生徒のみで他団体が主催する行事等に参加する場合は、保護者の同意を得た上で参加すること。

第32条 本校の品位を傷つけたり、高校生としての本分に背いたりする行為をしない。

3 携帯電話についての学校内の規則

- (1) 本校生徒の校内での携帯電話の使用を禁止する。校内に持ち込む場合は、電源を切ってバックの中に入れておく。

※使用についての補足事項

- ①「校内」とは校舎だけでなく、グラウンドなどを含めた学校敷地内を指す。
- ②「携帯電話」が誰のものであるかは問わない。

- (2) 校内において携帯電話を使用した場合は、家庭にて保管するよう指導する。(期間は0日～1週間)その他の悪質な使用(誹謗中傷書き込み、無断写真掲載等)については、特別指導の対象になる場合がある。

- (3) 考査中の注意事項

以下の場合是不正行為と見なし、考査全科目0点とし、特別指導の対象になる。

- ①ポケットなどに携帯電話を所持していた場合
- ②机の中に携帯電話を置いていた場合

- (4) その他の注意事項

- ①校外、とくに学校周辺や公共の場では、マナーをわきまえて使用する。
- ②各家庭から生徒本人への緊急連絡は学校を通しておこなう。
(学校電話番号 0964-56-0007)
- ③携帯電話に関するトラブルなどについては、保護者で対応する。
- ④携帯電話会社がおこなっているフィルタリングサービスを受ける。
(県の条例で決まっています。)

上記が本校の携帯電話についての学校内での規則です。

機器購入を促すものではありません。

4 バス待合所についての学校内の規則

- (1) 待合所が利用できる時間帯は放課後のみとする。
- (2) 待合所及び駐輪場でのみの携帯電話・スマートフォンの使用を許可し、時間帯は放課後のみとする。
- (3) 待合所・駐輪場以外での携帯電話・スマートフォンの使用は原則禁止とする。
- (4) 飲食物等のゴミが出た場合は、各自で持ち帰ることとする。
- (5) 正門の前でバスを待たず、待合所で待つこととする。